

疾患別リハビリテーション料の見直しに関する 『Q&A』

(平成19年4月1日実施)

平成19年3月30日 日本医師会

※ 本件についてはすべて厚生労働省当局に確認済みのものである

Q1. 平成19年4月1日において疾患別リハビリテーションを継続している患者又はすでに疾患別リハビリテーションを中断している患者の治療開始日、発症日、手術日又は急性増悪の日の取扱いは、平成19年4月1日を起算日とするのか？

A1. 当該患者の治療開始日、発症日、手術日又は急性増悪の日を起算日とする（いわゆる「リセット」はしない）。なお、平成18年4月の診療報酬改定において、疾患別リハビリテーションの発症日等の取扱いを平成18年4月1日とした患者については、平成18年4月1日が発症日等となる。

Q2. 平成19年3月末日以前から疾患別リハビリテーションを実施している患者が、平成19年4月1日以降、疾患別リハビリテーション料の逡減開始日数を超えることとなった場合、逡減後の点数を算定することになるのか？

A2. そのとおり。

Q3. 平成19年3月末日までに、すでに疾患別リハビリテーションの算定日数上限を超えており、疾患別リハビリテーションを中断している患者であっても、今回の見直しにより除外対象患者（特掲診療料の施設基準等別表第九の八に掲げる患者であって別表第九の九に掲げる場合に

該当する者) に新たに該当することとなった者については、平成19年4月1日から疾患別リハビリテーション料を算定できるのか？

A 3. 算定できる。ただし、逡減後の疾患別リハビリテーション料の点数を算定する。

Q 4. 平成19年3月末日までに、すでに疾患別リハビリテーションの算定日数上限を超えており、疾患別リハビリテーションを中断している患者であっても、平成19年4月1日からリハビリテーション医学管理料は算定できるのか？

A 4. 算定できる。(留意事項 通則8の4)

Q 5. 疾患別リハビリテーションの算定日数上限を超えて継続して疾患別リハビリテーションを実施する場合又は疾患別リハビリテーション医学管理を実施する場合に必要な「リハビリテーション実施計画書」については、様式が定められているのか？

A 5. 様式は定められていない。各保険医療機関において、留意事項通知に示されている必要事項等を盛り込み、各保険医療機関の運用に沿った計画書を作成されたい。

Q 6. 運動器リハビリテーション料 (I) 及び運動器リハビリテーション医学管理料 (I) の届出を行った保険医療機関が運動器リハビリテーション医学管理を行う月において、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了したあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った日がある場合には、当該月において理学療法士又は作業療法士が訓練を行った日があっても、当該患者については運動器リハビリテーション医学管理料 (II) の220点を算定するのか？

A 6. そのとおり。(留意事項 H002の(7))